

連載 著作権と情報システム

第 55 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案^⑩

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案^⑩

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【3】
米国特許法 102 条 (b) 新規性の例外 2 項では、次のようになっている。

出願及び特許に現れる開示について、次の各号のいずれかに該当する場合は (a) 2 項に基づきクレームのある先行技術に該当しない。

A 開示された主題が発明者もしくは共同発明者から直接または間接的に入手されたとき。

B 開示された主題が、当該主題が (a) 2 項に基づき有効に出願される前に、発明者もしくは共同発明者自身から開示され、発明者もしくは共同発明者から直接または間接的に開示された主題を入手した別の者によって公衆に開示されていたとき。

C 開示された主題及びクレームを受けた発明が当該クレームを受けた発明の有効出願日前に同一人によって所有（権利保有）されていたか、その者が譲渡義務を負っているとき。

A 号について、米国特許法 102 条 (b) 新規性の例外 2 項は、「拡張された先願者の地位」について定められている。先願している発明者が後願しても、それをもって新規性を喪失することはない (102 条 (a) 2 号)。そして、A 号では、先願の主題が同一の後願者（発明者や共同発明者）に直接・間接的に入手されたとしても、先願の新規性を喪失しないことが認められた。これは同一人による後願を排除することで、先願者の地位が拡大されたことになる。これらは、日本の特許法 29 条の 2 と同趣旨で、発明者間または出願者間が同一の先願後願間で、新規性を喪失させることなく先願の地位を守ることになる。

引用・参照文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直

也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年
「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年
「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッ
ド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年